

# 長野県の契約に関する条例について

会計局契約・検査課

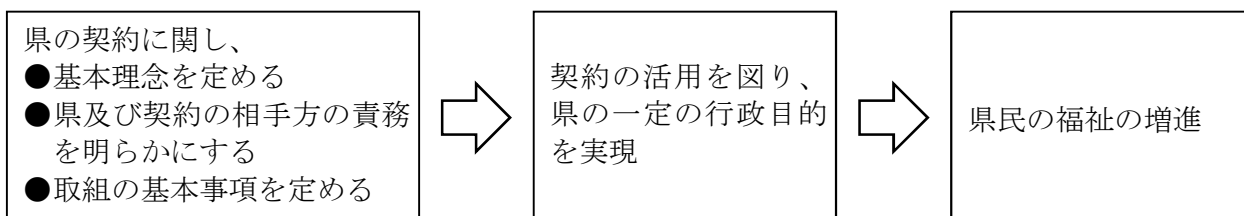
## 1 制定の背景

県が締結する契約に対しては、これまで、透明性、公平性の確保と品質の確保などが求められてきた。このことに加え、近年は、長期的に良質なサービスの提供、地域の安全・安心を支える事業者や担い手の育成、また、労働賃金の適正な支払などの労働環境の整備、環境配慮や男女共同参画社会の推進の取組が求められるなど、社会的要請が多様化してきた。

このような背景により、県が契約に関する基本方針に沿って、長期的・統一的に取り組んでいくことが重要

## 2 条例の概要

### (1) 目的



### (2) 基本理念

項目	内容	効果(行政目的)
契約の適正化	①契約の過程及び内容の透明性の確保 ②競争の公正性の確保 ③談合その他の不正行為の排除	地域経済の健全な発展
総合的に優れた契約の締結	①適正な履行が通常見込まれない契約金額による契約の締結の防止 ②価格以外の多様な要素も考慮	安全かつ良質なサービスの提供
契約内容への配慮	①地域における雇用の確保 ②県産品の利用 ③県内の中小企業者の受注機会の確保 ④県民の安全・安心のために活動する事業者の育成 ⑤専門的な技術の継承 ⑥その他持続可能で活力ある地域社会の実現	持続可能で活力ある地域社会の実現
契約の相手方の社会貢献活動への配慮	①労働者の適正な賃金水準などの労働環境の整備 ②環境に配慮した事業活動 ③障がい者雇用の促進に資する取組 ④男女共同参画社会の形成に資する取組 ⑤その他の社会貢献活動	社会的責任を果たす事業者の育成

### (3) 取組方針の策定

- ① 基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針（取組方針）を長野県契約審議会の意見を聴いて定め、公表する。
- ② 取組方針に定める方法により契約の締結及び履行の確保を行うものとする。

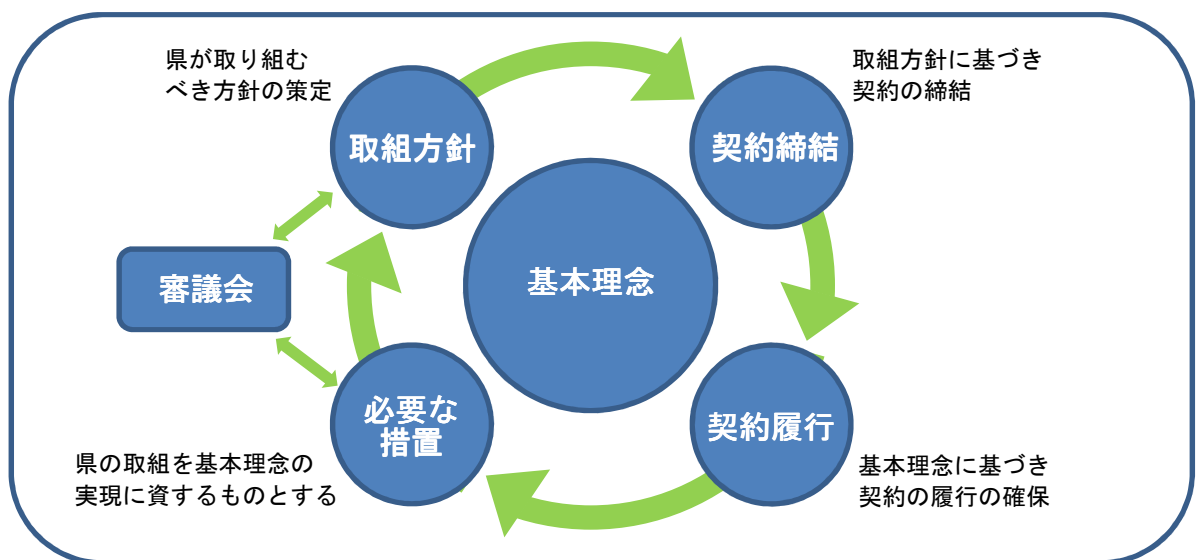
### (4) 長野県契約審議会

- ① 契約に関する県の取組を基本理念の実現に資するものとするため長野県契約審議会を設置し、契約に関する重要事項について調査審議する。
- ② 審議会は、学識経験者の委員 12 人以内で組織し、任期は 3 年とする。

### (5) 指定管理者の選定等に当たっての配慮

公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、基本理念の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとする。

条例の関連図



## 3 条例の特色

事業者の観点	①県内の中小企業者の受注機会の確保が図られること ②県民の安全・安心のために活動する事業者の育成や専門的な技術が継承されること など
労働者の観点	①地域における雇用の確保が図られること ②労働者の適正な賃金水準などの労働環境が整備されること など
県民の観点	①県民の安全・安心のために活動する事業者が育成されること ②環境に配慮した事業活動が行われること ③障がい者の雇用の促進及び男女共同参画社会の形成に資する取組が行われること など

## 4 施行日

平成 26 年 4 月 1 日

(参考) 条例制定後のスケジュール (予定)

平成 26 年度	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
審議会発足	----->	○		
取組方針策定	----->	----->	○	..... 随時見直し
取組方針に基づく契約の締結等			----->	----->